

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和6年10月
長野県

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

長野県
令和6年10月16日

1 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第3条の規定により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という）が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

2 基本的な考え方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が太宗を担う農業構造を目指すため、農地の利用調整のノウハウを有する（公財）長野県農業開発公社を農地中間管理機構（以下「機構」という。）に指定し、市町村が策定する「地域計画」の取組を通じて、農地の貸借と売買を一体的に進めることにより、担い手への農地集積・集約化を一層促進する。

3 事業目標

（1）効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在(令和5年度) 【第4期食農計画基準年】	概ね10年後 (令和15年度)
耕地面積(①) うち担い手が利用する面積(②)	104,400ha 45,226ha	99,000ha 59,400ha
②/①	43%	60%

国の担い手への農地の集積率8割をもとに中山間地域を考慮し目標を設定

【参考:担い手数】

	現在(令和5年度) 【第4期食農計画基準年】	概ね10年後 (令和15年度)
○認定農業者・基本構想水準 到達者	9,389経営体	10,879経営体
○集落営農組織	323組織	373組織
○認定新規就農者	576経営体	1,036経営体

（2）農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

効率的経営体の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要であるため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、農地中間管理事業の活用を中心に農用地の団地化・集団化の促進に努めるものとする。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等も組み合わせた持続的な農地の有効利用を推進するものとする。

4 農地中間管理事業の推進

(1) 事業推進に関する基本的な方向

機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図る。

円滑な農地の利用調整を行うためには、地域計画の推進の取り組みが重要であり、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じて、地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能、情報を有する市町村、農業委員会、JA等と連携・協力して推進するものとする。

現状として担い手がいる地域では、担い手間や担い手・非担い手間の権利の交換等により集約化（面的集積）を図り、より一層の有効利用を進める。

一方、中山間地域等担い手が不足する地域においては、地域外からの意欲ある担い手の誘致など機構を活用し積極的に担い手の確保を図る。

(2) 事業の実施方法に関する基本的な事項

- ア 農地の利用調整に関し、現行機関が有するノウハウや機能を活かした事業の運用体制を整備する。
- イ 「農地中間管理権」の取得は、農地の滞留を防止する観点から原則として、利用希望の状況等により貸付が見込まれる農地や、市町村等が今後の利用の方向性を明確化した農地等を対象とし、貸付にあたっては、公平公正性はもとより、新規就農が経営発展を目指して行けること等にも十分配慮するとともに、農地中間管理権取得後は可能な限り速やかに転貸し農地管理経費の節減を図るものとする。
- ウ 機構業務の一部委託は、地域での農地利用調整の実績などを踏まえて業務を適切に行えると認める機関へ委託する。委託先は、市町村等の意向を踏まえ選定する。
- エ 機構は、借受希望者及び貸付きたい農地が存する市町村の協力を経て、市町村との連携のもと農用地利用集積等促進計画を作成する。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

市町村や農業委員会、JA等関係機関を参集する説明会のほか、集落説明会や地域計画の策定・見直しの話し合い等を通じて、地域の関係者に農地中間管理事業の周知を図る。

6 関係機関・団体の連携及び協力

機構は、6機関により策定された「地域計画の策定と実行に基づく農地中間管理事業の活用促進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」（令和5年3月改定）に基づき、県、市町村、長野県農業会議、長野県農業協同組合中央会、長野県農業再生協議会、長野県土地改良事業団体連合会、長野県農業担い手育成基金、及び株式会社日本政策金融公庫等との連携・協力により、農地中間管理事業の円滑な実施に努める。